

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】令和4年12月15日(2022.12.15)

【公開番号】特開2021-161304(P2021-161304A)  
 【公開日】令和3年10月11日(2021.10.11)  
 【年通号数】公開・登録公報2021-049  
 【出願番号】特願2020-65656(P2020-65656)  
 【国際特許分類】

C 0 8 J 9/04(2006.01)

B 3 2 B 5/18(2006.01)

B 3 2 B 27/32(2006.01)

【F I】

C 0 8 J 9/04 1 0 1

C 0 8 J 9/04 C E S

B 3 2 B 5/18

B 3 2 B 27/32 Z

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年12月7日(2022.12.7)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面のホール個数が、 $2 \text{個} / 100 \text{mm}^2$ 以下であり、かつ全光線透過率が20%以上であり、前記表面から深さ200 $\mu\text{m}$ までのスキン層の架橋度が、前記スキン層の内層側に設けられたコア層の架橋度より低く、前記スキン層とコア層との架橋度の差が7質量%以上である発泡体。

30

【請求項2】

厚みが、0.5mm以上5.0mm以下である、請求項1に記載の発泡体。

【請求項3】

ポリオレフィン系樹脂を含有するポリオレフィン系樹脂組成物を発泡してなるポリオレフィン系樹脂発泡体である、請求項1又は2に記載の発泡体。

【請求項4】

前記ポリオレフィン系樹脂が、ポリエチレン樹脂、ポリプロピレン樹脂、及びエチレン-酢酸ビニル共重合体からなる群から選ばれる1種以上である、請求項3に記載の発泡体。

【請求項5】

架橋体である、請求項1～4のいずれか1項に記載の発泡体。

40

【請求項6】

前記スキン層の架橋度が、25質量%以上75質量%以下である、請求項1～5に記載の発泡体。

【請求項7】

発泡倍率が、5～50倍である、請求項1～6のいずれか1項に記載の発泡体。

【請求項8】

請求項1～7のいずれか1項に記載の発泡体と、前記発泡体の前記表面上に、印刷層、表皮層及び接着層の少なくともいずれかを備える積層体。

【請求項9】

50

前記接着層は、前記印刷層と前記表皮層との間に設けられる、請求項 8 に記載の積層体。

【請求項 10】

請求項 8 又は 9 に記載の積層体を成形してなる成形体。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の発泡体、又は請求項 8 又は 9 に記載の積層体を備える、光表示部材。

10

20

30

40

50